

「川内原子力発電所第1号機 受電系統の変更工事に係る工事計画届出書」  
に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

川内原子力発電所第1号機 受電系統の変更工事に係る工事計画届出書に関する核物質防護規定（以下、「PP規定」）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

## 1 届出の概要

- 川内原子力発電所の受電系統の変更工事において、「原子力発電工作物の保安に関する命令 別表第三」に該当する工事\*を実施するため、「電気事業法 第四十八条」に基づき公害の防止に関する工事計画を届け出る。

※ 騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設に該当する電気工作物（同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するものに限る。）を設置する事業場の電気工作物に係る工事

【届出対象設備：エアーコンプレッサー、洞道風冷ファン】

## 2 核セキュリティ、保障措置への影響

- 核セキュリティ：影響なし

（理由）

- ・防護対象の追加等はない
- ・核物質防護に係る設備や運用の変更等はなく、侵入防止対策に係る性能への影響はない

- 保障措置：影響なし

（理由）

- ・原子炉等規制法に基づく計量管理規定の変更認可が不要
- ・計量管理規定記載の設計情報質問表（DIQ）の変更が不要
- ・計量管理規定記載の封印又は監視装置（査察カメラ）の移設又は新規設置が生じず、管理に支障が生じない
- ・サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構築物を新たに建設しない
- ・既存の査察実施方針に影響がない

以 上